

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成25年12月13日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 7 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成25年12月13日(金曜日)

午前9時59分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案第7号 平成25年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 熊本県災害救助基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 熊本県いじめ調査委員会条例の制定について

議案第16号 熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 専決処分報告について
閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

請第38号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願

請第39号 4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）の定期予防接種化に関する意見書の提出を求める請願

請第40号 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について国への意見書提出を求める請願

報告事項

①第3期「熊本県やさしいまちづくり推進計画」の中間見直しについて

②熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

委員会提出議案

①「手話言語法」制定を求める意見書

②4ワクチン（水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）の定期接種化に関する意見書

③介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を求める意見書

出席委員（7人）

委員長 瀧上陽一

副委員長 増永慎一郎

委員 小杉直

委員 岩中伸司

委員 平野みどり

委員 重村栄

委員 甲斐正法

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 松葉成正

総括審議員兼

政策審議監 牧野俊彦

医監 岩谷典学

長寿社会局長 山田章平

子ども・障がい福祉局長 田中彰治

健康局長 白濱良一

首席審議員兼

健康福祉政策課長 古閑陽一

健康危機管理課長 一喜美雄

高齢者支援課長 中島昭則

認知症対策・

地域ケア推進課長 大村裕司

社会福祉課長 青 木 政 俊
首席審議員兼
子ども未来課長 中 園 三千代
子ども家庭福祉課長 藤 本 聡
障がい者支援課長 松 永 寿
医療政策課長 三 角 浩 一
国保・高齢者医療課長 大 塚 陽 子
首席審議員兼
健康づくり推進課長 山 内 信 吾
薬務衛生課長 今 村 均

病院局

病院事業管理者 向 井 康 彦
総務経営課長 林 田 浩 稔

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹
政務調査課主幹 松 野 勇

午前9時59分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから、第7回厚生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初に一度立っていただいた後、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、松葉健康福祉部長。

○松葉健康福祉部長 おはようございます。

淵上委員長初め委員の皆様には、先月7日、管内などの御視察においでいただき、大変ありがとうございました。

それでは、本議会に提案しております健康

福祉部関係の議案などの概要につきまして御説明を申し上げます。着座にて御説明をいたします。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例関係5議案、報告1議案の合計7議案でございます。

まず、第1号議案の平成25年度熊本県一般会計補正予算についてですが、総額1億7,900万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容ですが、いじめに関する調査委員会の設置運営に要する経費や、小規模の訪問看護ステーションの運営体制を強化するための事業などに係る予算を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成25年度の予算総額は1,336億4,700万円余となります。

次に、条例関係についてですが、第15号議案の熊本県いじめ調査委員会条例の制定について外4件を提案しております。

また、報告関係については、報告第1号の専決処分報告についてとなっております。

また、このほか、その他報告事項として、第3期「熊本県やさしいまちづくり推進計画」の中間見直しについて外1件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案などの概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き担当課長から説明をお願いいたします。

○古閑健康福祉政策課長 健康福祉政策課の古閑でございます。よろしくお願いをいたします。着座にて御説明をいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、平成25年度の12月補正関係でござい

ます。

健康福祉部におきます繰越明許費の設定で
ございます。

民生費のうち社会福祉費として、障がい者
福祉施設等耐震化特別対策事業など、21億
円、また、児童福祉費として、保育所等緊急
整備事業等で3億7,700万円をお願いいたし
ております。

次に、3ページをお願いいたします。

保健・医療・福祉関係業務におきます債務
負担行為の設定でございます。

今回、4件の委託事業について、新たな委
託事業の選定に時間を要するため、債務負担
行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、少し飛びますが、資料の11ペ
ージをお願いいたします。

熊本県災害救助基金条例の一部を改正する
条例の制定についてでございます。

説明につきましては、12ページの条例(案)
の概要で御説明をいたします。

本条例は、災害救助法の一部改正に伴う関
係規定を整理するものでございます。

内容といたしましては、災害救助法の一部
改正によりまして、条例で引用しております
法の条ずれを修正するとともに、その他関係
規定の整理を行うものでございます。

なお、施行期日は、公布の日からとしてお
ります。

続きまして、13ページをお願いいたしま
す。

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一
部を改正する条例の制定についてございま
す。

内容につきましては、14ページの条例(案)
の概要により御説明をいたします。

本条例は、介護福祉士または社会福祉士を
養成、確保するため、その資格取得を目指す
学生に対して修学資金の貸与を行うものでご
ざいます。

条例改正の趣旨ですが、現在の低金利の状

況を踏まえまして、修学資金に係る遅延利息
の割合を当分の間軽減する特例を定めるもの
でございます。

具体的な内容ですが、(2)にありますよう
に、現在の遅延利息の年14.5%の割合につ
きまして、当分の間、この14.5%を超えない
範囲で、毎年国から示されます特例基準割
合に年7.3%を加算した割合を遅延利息とす
るものでございます。ちなみに、平成25年度
におきます遅延利息は9.3%になります。そ
の他用語の整理を行うこととしております。

なお、施行期日は、遅延利息の特例が平成
26年1月1日、その他用語の整理につきま
しては、公布の日としております。

健康福祉政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたしま
す。

○中園子ども未来課長 子ども未来課、中園
でございます。よろしくお願いをいたします。

資料をお戻りいただきまして、4ページを
お願いいたします。

右側の説明欄をごらんください。

まず、1番、国庫支出金返納金ですが、24
年度に受け入れました母子保健関係の国庫補
助金につきまして、国の交付確定に伴い、44
4万円余を返納するものでございます。

次に、下の段の1番、国庫支出金精算返納
金ですが、妊婦健診につきましては、平成20
年度から県に基金を造成して市町村に補助し
ておりましたけれども、24年度をもって基金
事業が終了となり、市町村に直接財政措置が
されました。したがって、残金の1億1,
225万円余を全て国庫に返納するものでござ
います。

次の2番の妊婦健康診査支援基金積立金に
つきましては、基金の運用利息と市町村から
の返還金を一旦基金に積み戻しまして、その
後、1番の返納金に繰り入れて、国庫に返す
ものでございます。したがって、この合

計額2,683万円余につきましては、1番の返納金に含まれております。

子ども未来課は以上です。よろしくお願いいたします。

○藤本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課の藤本です。よろしくお願いいたします。では、着座にて御説明させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

新規のいじめに関する再調査委員会設置運営事業です。

いじめ防止対策推進法に基づき設置するいじめに関する調査委員会の設置、運営に関する費用でございます。

この予算案と条例案もお願いしておりますので、まず、いじめ防止対策推進法について御説明させていただき、そして条例案、予算案の順に御説明いたします。

恐れ入りますが、資料の19ページをお願いいたします。

表題に、いじめ防止対策推進法と書いてあります資料でございます。

1の概要にありますように、いじめの防止等のための対策に関し、基本となる事項を定めたいじめ防止対策推進法が9月28日に施行されました。

2の地方公共団体の役割ですが、大きく(1)のいじめの防止等に関する措置と(2)の重大事態への対処の2点に分かれております。

まず、(1)のいじめの防止等に関する措置につきましては、①の地方いじめ防止基本方針の策定を初め、②のいじめ問題対策連絡協議会の設置など、資料に記載の①から⑤の5つの項目について規定されております。これらにつきましては、教育委員会のほうで順次体制整備が図られることになっております。

(2)の重大事態への対処につきましては、学校で重大事態が発生した場合に、この重大事態と申しますのは、いじめにより生命や心身等に重大な被害が生じた場合や不登校が30

日以上の場合が想定されております。そうした場合に、①のとおり、学校または学校設置者が組織を設置して調査を行います。

さらに、②になりますが、必要に応じて、地方公共団体の長が、学校等が行った調査の結果を調査することができることとされました。

これらの地方公共団体の役割を踏まえて、3の知事の附属機関の設置についてですが、(1)の法の規定では、第30条第2項に、公立学校に係る地方公共団体の長による再調査について、特に下線の部分ですが、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、とされております。これにつきましては、米印に記載のとおり、私立学校の場合も同様となっております。

本県の対応につきましては、(2)に記載のとおり、いじめによる重大事態に適切に対処する観点から、また、教育委員会における体制整備については順次に進められるということでもありますので、知事部局としましても体制の整備を早急に進める必要があることから、今回、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成され、公平性、中立性が確保された常設の附属機関を設置することとしたものです。

今回提案しておりますのは、この設置条例案と予算案ということになります。

次に、条例案について御説明いたします。

15ページが条例案となりますが、恐れ入りますが、17ページをお願いいたします。

設置条例案のポイント、この概要の資料で御説明いたします。

まず、条例制定の趣旨でございます。

先ほど御説明しましたとおり、本条例は、いじめ防止対策推進法に規定する附属機関として、熊本県いじめ調査委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項について定めるものです。

次に、条例の内容についてです。

(2)の委員会の所掌事務につきましては、いじめによる重大事態が発生した場合には、まず法に基づき学校等が調査を行います。この委員会は、その学校等が行った調査の結果について調査審議するものです。

(3)の委員会の組織等については、①で、委員は5人以内で組織すると規定しております。また、②で、委員が再調査事案の利害関係者となり得る可能性もあることから、そのような場合には、その委員には当該調査から外れてもらい、臨時委員を置くことができることとしております。さらに、③ですが、調査の分量が多い場合も想定して、調査委員を置くことができることとしております。④の委員の専門分野につきましては、法律、医療、心理、福祉または教育等の知識経験を有する者と規定しております。

(4)委員の任期、(5)委員長の設置、(6)会議に関する事項につきましては、ほかの附属機関と同様の規定を置いております。

(7)ですが、委員会の庶務は、健康福祉部において処理すると規定しております。この規定に基づき、委員の任免等の庶務事務は、子ども家庭福祉課で行いますが、実際の調査に当たっての委員会の事務局業務につきましては、県立学校で発生した重大事態については子ども家庭福祉課が、私立学校の場合は総務部私学振興課が担当することとしております。

18ページをお願いします。

(10)の経過措置ですが、附則第2項で、法施行以前に発生した重大事態に相当する事態についての対応の規定を記載しております。

本県におきましては、本年4月に県立高校で生徒が自殺するという事案がっており、学校が設置した調査委員会で調査が進められました。この事案は法施行前の事案で、法の適用は受けませんが、教育委員会から知事部局で対応の要請がっており、法に準じた形で、今回設置する附属機関において再調査を

行う予定としております。

なお、法施行以前の案件としましては、この1件のみになると考えております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

最後に、この委員会の予算案ですが、委員報酬、旅費、会場使用料などの運営経費として100万円余をお願いするものでございます。

以上がいじめ調査委員会に対する説明でございます。

引き続き24ページをお願いいたします。

専決処分の報告になります。

詳細は、25ページの事故の概要により説明させていただきます。

この事故は、平成25年8月7日、八代児童相談所の職員が、公務のため、八代市内の道幅が狭い市道を走行中、対向車が来たため、減速して離合しようとした際に起こった事故です。対向車のドアミラーと公用車のドアミラーが接触し、相手側のドアミラーが一部破損し、公用車側のドアミラーに傷が入りました。当事者にはけがはなく、物損事故となったものです。

この事故に関しまして、県の損害賠償額を700円と決定し、和解することの専決処分を行いましたので、その報告を行うものです。

公用車の事故であり、大変申しわけございませんでした。幸い、物損事故で済みましたが、職員の交通事故防止に向け、さらに徹底を図ってまいります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○松永障がい者支援課長 障がい者支援課、松永でございます。よろしく願いいたします。

資料のほう、6ページをお願いいたします。

障害者福祉費で1,806万余の増額補正をお

願っております。

補正内容は、説明欄のほうで説明をさせていただきます。

まず、1の国庫支出金返納金でございます。

障害者自立支援法、現在の障害者総合支援法になりますが、この法の円滑な施行を図るために、国の全額補助によりまして、平成18年度に造成されました障害者自立支援対策臨時特例基金につきましては、昨年度で基金を原資とした事業の実施を終え、今年度は、その精算のみを行ってまいりました。この過年度事業の精算も終わりますので、基金自体を本年12月をもって終了させることとし、それに伴う基金残として見込まれる903万円余を国へ返納するものでございます。

続きまして、2の障害者自立支援対策臨時特例基金積立金でございますが、今年度におきます同基金の運用利息並びに平成24年度までの補助事業の精算等に伴う市町村や事業所からの返還金につきましては、基金へ積み戻すものでございます。

なお、この積み戻す903万円余につきましては、上の1の国への返納金の原資となるものでございます。

次に、児童措置費で125万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄にございますとおり、心身障害者扶養共済事業におきまして、今年度の新規加入者分に関し、再保険者であります独立行政法人福祉医療機構へ払い込む保険料の不足が見込まれることから、その増額をお願いするものでございます。

以上が障がい者支援課の補正予算額の説明でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

北部発達障がい者支援センターの運営業務につきましては、現在は、毎年単年度の随意契

約によりまして委託を行っておりますが、平成26年度からは、公募型、プロポーザル方式により委託事業者を選定した上で、5カ年度を委託期間とする業務委託契約を締結することとし、そのために必要な債務負担行為を設定するものでございます。

限度額は、5年間合計で1億3,726万円余でありまして、初年度の平成26年度の限度額は2,710万円余、それ以降の年度ごとの限度額は、消費税率の引き上げ分を加算して算出しております。

以上が障がい者支援課の説明でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課の三角でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

説明欄のほうをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、1、保健医療推進対策費の(1)の医療機能情報提供事業及び(2)のへり救急医療搬送体制整備事業につきましては、国庫補助金の内示減に伴う減額補正及び地域医療再生基金への財源更正を行うものでございます。

2の国庫支出金返納金は、平成24年度医療提供体制推進事業費等の国庫支出金の確定に伴い、精算返納を行うものでございます。

次に、保健師等指導管理費でございます。

1、看護師等確保対策費の(1)訪問看護ステーション強化事業は新規事業でございます。小規模の訪問看護ステーションが運営体制を強化するために行います訪問看護師の確保等に必要な経費に対し、助成を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

(2)の看護職員確保総合推進事業は、国庫補助金の内示減に伴う減額補正及び地域医療再生基金への財源更正を行うものでございま

す。

以上、医療政策課といたしまして、2,684万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

第16号議案、熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

21ページに条例(案)の概要を記載しております。

まず、条例改正の趣旨でございますが、先ほど健康福祉政策課から説明がございました第14号議案、熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例と同様、現在の低金利の状況を踏まえ、医師修学資金の返還に係る遅延利息の割合の特例を定めるため、関係規定を整備するものでございます。

具体的な内容につきましても同様でございますので、詳しい説明は省略させていただきます。

次に、22ページをお願いいたします。

第17号議案、熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

条例改正の趣旨及び具体的な内容等につきましては、23ページに記載しておりますが、これまで御説明いたしました熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例及び熊本県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例と同じでございますので、詳しい説明は省略させていただきます。

医療政策課は、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山内健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。よろしく申し上げます。

資料10ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費についてでございます。

補正額4,246万円余の補正をお願いしております。

内容は、説明欄にありますとおり、原爆被爆者特別措置費や、市町村健康増進事業等の平成24年度事業費の国庫精算返納金でございます。

当課、以上でございます。

よろしく御審議のほうをお願いいたします。

○淵上陽一委員長 次に、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い説明をお願いします。

初めに、向井病院事業管理者。

○向井病院事業管理者 おはようございます。病院局でございます。着座にて説明申し上げます。

今回の定例県議会に提案しております議案の概要説明に先立ちまして、最近の県立こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

初めに、昨年4月にスタートしましたこころの思春期外来につきましては、患者数の増加に伴い、診療時間の拡大を図り、県民の皆様からの要請に応じております。今後とも、診察を必要とされる方々のニーズに丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、当センターでは、病院経営や医療のあり方について御意見を伺う、外部の専門家等から成る運営評価委員会を設置しておりますが、今年度も去る10月16日に開催いたしました。その中で、児童・思春期医療への取り組みに当たっては県立病院としての特色を出せるよう頑張ってもらいたい、新しいプロジェクトに取り組む際のスタッフの募集について工夫が必要など、多数の意見をいただいたところであり、今後の病院運営にしっかりと反映してまいりたいと考えております。

それでは、本議会に提案しております病院局の議案について御説明いたします。

今回提案しておりますのは、予算関係1議案でございます。

第7号議案、平成25年度熊本県病院事業会計補正予算として、来年度の年間委託契約に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務経営課長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○林田総務経営課長 病院局総務経営課、林田でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

委員会説明資料の26ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定をお願いしております。

こころの医療センターの業務のうち、庁舎管理や給食などの業務委託につきましては、平成26年4月1日から業務を行うため、今年度中に一般競争入札などの契約事務を終える必要がございます。このうち、給食業務につきましては、経費節減や事務手続の簡素化の観点から、平成26年度から3カ年の複数年契約とすることとしております。

以上により、総額2億8,000万円余の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 子ども家庭福祉課長にお尋ねですが、いじめ防止条例かな、これについて、17ページ、この委員と調査委員をつくるというふうな説明があつてですが、この法

律、医療、心理、福祉、教育に関する専門的な知識経験者というとは、例えばどういうふうな人たち。ニュアンス的には。

○藤本子ども家庭福祉課長 こういう分野を書いておりますけれども、国のほうから示している基本方針という運用を定めているようなものがありまして、それによると、法律は例えば弁護士さんとか、医療のほうは精神科医、それから心理のほうは臨床心理士ですとか、そういった例示がされていますので、そういったことを念頭に置きながら考えていきたいと思っております。

○小杉直委員 調査委員は。

○藤本子ども家庭福祉課長 調査委員は先ほど御説明いたしましたけれども、案件によっては調査分量が多いものがあると想定しております。そういったときには、人数が今委員は5人というふうにしておりますので、なかなか委員だと人手が足りないという場合もあるかもしれないということを想定して、そういった場合には、例えば法律家をちょっとふやすとか、そういったことを想定してこういう規定を設けております。

○小杉直委員 なかなか健康福祉部が庶務をつかさどって、私立学校のほうは私学振興課だったかな、これは運用ば始めてもらうと、幅のあつと思うですたいね、軽いいじめの問題から深いいじめの問題からですね、なかなか大変だろうと思うばつてんが、これは一つの提案ですばつてんね、いじめというとは、俗に言う、悪ごろが弱い者をいじめる場合とか、いろいろ千差万別であるわけですばつてんが、これは、委員かあるいは調査委員あたりにはどうかというふうな思いがあつてほしいな。警察官時代にいじめに対するいろんな取

り扱いとかあるいは指導等もした経験たくさん持っとろうし、現職は別として、OBあたりをこの中に入れるということはいかがかなと自分の経験上思ったわけですが、そうしなさいということじゃなくて、提案としてお話しときますね。どぎゃんですか、検討してみるですか、全くもうだめですよと、どっち。

○藤本子ども家庭福祉課長 この委員会の趣旨が、学校においての、もしいじめがあったとした場合は、その事実関係を明らかにするというのが調査の主要な目的になってきます。それで、私どもも、先ほど法律家というメンバーも考えているという話をしましたけれども、いろんなことを調べる上で、やっぱりそういう資質というのは必要なだろうとは思っております。ただ、警察という部分になりますと、どうしてもちょっと取り締まるとか、犯罪とか、そういったことにちょっとイメージも出てくるので、その辺はちょっと——経験という意味では、確かに、委員おっしゃるとおり、重要な部分があると思えますけれども、法律家の中でカバーできないかなという気持ちもするんですけれども、ちょっとそこら辺は考えてはみたいと思えますが、現在のところ、今この分野で考えておりますので、最初はこの基本線で行きたいかなというふうには思っております。

○小杉直委員 大小さまざまな調査すつと大変ですけど、法律家に調査さすつとも、それはええかもしれんばってんが、調査あたり警察OBのほうが上手かもしれんですよ。松葉部長、どぎゃん思うですか、今の私の何は。

○松葉健康福祉部長 小杉委員の御提言も含めて検討させていただきたいと思えます。弁護士さんにもいろいろ、例えば裁判官上がり

とか、あるいは検察から弁護士になられている方などもいらっしゃいますので、先生の御提言も含めながら、ちょっと人選には当たってみたいというふうに思います。

○小杉直委員 これに関して、最後に警察職が入り込んでしまうというのですか、警察職がいろんな必要以上に出てくるといっては問題ですけど、そこんところのバランスは考えながら、提案ですから検討していただいて、無理にということじゃありません。

以上でございます。

○重村栄委員 済みません、これ県で設置をするんですね、このいじめ調査委員会。これは、熊本市の小中学校で起きた事案というのはどういうふうになるんですか、これに該当するんですかしないんですか。

○藤本子ども家庭福祉課長 小中学校については、市町村立になりますので、市町村長が調査の主体となります。

○重村栄委員 熊本市、入らない。

○藤本子ども家庭福祉課長 はい、入りません。県の場合は、県立学校と私立の学校ということになります。

○平野みどり委員 先ほど委員の人選についてのお話がありましたので、これは教育委員会での調査とは別の独立した第三者調査委員会という性格があると思えますので、教育の分野に、例えば学校の管理職のOBとか、そういう方が入られると、ここでの議論がちょっとやっぱり偏っていくのかなと思えます。ただ、教育現場の実態を御存じであるとか、そういう方はぜひ必要だとは思いますが、教育委員会での調査で難しいので第三者なので、そこら辺の人選は、警察OBのお話もそ

うですけれども、人選に関しては慎重になっていただきたいというふうに思います。

それと、先ほど、また重村委員のお話の中の市町村ですけれども、市町村は、実際に義務ではないわけですか、この調査委員会つくるのは。義務なんですかね。

○藤本子ども家庭福祉課長 この私ども今回設置するやつは、実は義務ではありませんで、調査することができるという規定ですので、義務ではありませんけれども、同じ形式で市町村にも求められておりますので、市町村立学校で、いじめ及びいじめの疑いがある案件が出てきたときに、まずは学校が主体となって調査をするんでしょうけれども、その後やはり必要だと市町村長が認めれば、こういった組織を設置しないといけないということになりますので、そこは各市町村ごとに御判断されるということになると思います。

○平野みどり委員 それと、重大案件というその線引きはどこら辺にあるわけですかね。要するに、こういう第三者委員会を設置するに当たっての、そこら辺、法律に規定されているんでしょうか。今回、いじめかどうか――いじめはあったと、だけでも、いじめが原因の自殺ではなかったという学校の判断があって、それに保護者の方が納得されていないということでこういった調査委員会の設置がいち早く、他県より早く実現するわけですけれども、そういった自殺案件がある場合でしょう、この調査委員会というのは。

○藤本子ども家庭福祉課長 冒頭に少し説明させていただきましたけれども、重大事態が発生した場合ということに法律になっておまして、重大事態というのを一つ、法律にはどういうことかというのは書いてありませんけれども、国が示したその基本方針の中では、重大事態というのは、今委員おっしゃっ

たように、生徒が自殺を企図というんでしょうか、した場合は1点、それから、いじめによって身体に重大な被害、あとは精神面でも重大な被害があった場合、それから、金品等に重大な被害がでた場合、それからもう一つが、長期間欠席している場合、といった場合に学校が判断して、まず調査をする、もしくは生徒、もしくはその保護者の申し出により調査するということが出発点になります。

○平野みどり委員 残念ながら、その自殺ということは、和水町も含めて起きましたけれども、そうそうその件数は多くないにしても、身体への被害ですとか、金品被害、長期間の欠席とかなると、各市町村がこの委員会設置をし始めたら、ある意味有識者と言われているこの委員に任命されるような方の取り合いとか、そこら辺とか、人選が実際うまくいくのかなという部分、ちょっと感じるんですけれども、いかがでしょうか。

○藤本子ども家庭福祉課長 平野委員のおっしゃる懸念は私どもも感じておまして、教育委員会はもちろんですけれども、各学校に調査の組織をつくれというふうになっていきますので、私どもがこの条例で例示した分野の方々というのを各学校とも探しておくような形になりますので、実際問題、そういうようなことが今後起こってくる可能性はあると思っています。

○平野みどり委員 どうしたらいいのかなと……。

○藤本子ども家庭福祉課長 1つは、心理とか、社会福祉の分野であれば、学校ごとにソーシャルワーカーさんですとか、関係している方もいらっしゃると思いますので、そういった方が、まず身近な方を学校としては充てていくんだらうというふうには想像しています。

○平野みどり委員 その場合、その学校のことをよく、学校に深くかかわられて、学校の状況もよくわかっていらっしゃる方ではありますけれども、その第三者という位置づけになるのかなという気持ち……。

○藤本子ども家庭福祉課長 ここは教育委員会の分野になりますけれども、今教育委員会のほうから聞いているところでは、そういった学校を母体として教育委員会に専門家をストックしといて、教育委員会から専門家を派遣するという形式を検討されているようです。

○小杉直委員 熊本市の設置見込みはいかがですか。

○藤本子ども家庭福祉課長 申しわけありません。熊本市の情報はこちらと今持っておりますけれども、全国的にもまだこれを設置しようと、12月議会で設置しようとしているところは2～3県ぐらいだというふうにありますので、なかなか市町村のほうではまだ進んでいないのではないかと考えております。

○小杉直委員 足元の熊本市の動きとか見込みとかはやっぱり県としては知っておかにかぬど。それは答弁してみなっせ。熊本市んこつの情報をキャッチしとらぬというとは、それはちょっとばっかあんまりじゃなかな。

○藤本子ども家庭福祉課長 申しわけありません。ちょっと熊本市には至急情報をとってみたいと思います。

○小杉直委員 というのが、往々にして熊本市が政令指定都市になって、いろんな分野の案件でちょっと熊本市んこつはもう知りませ

んよというところが時々あつてほしいな、県の行政の中で。これはやっぱりもう足元に熊本市があつて、県も熊本市にあつとだし、政令指定都市になったただけん、特にどういふふうな考え方とか方針とか、見通し持つとるから、必然的にそれは知つとかにゃんこつですばい。それはぜひ情報交換して、また連絡をお願いします。

○藤本子ども家庭福祉課長 はい。

○重村栄委員 医療政策課にちょっと聞きたいんですけども、看護師等確保対策費、訪問看護ステーションの強化の問題ですけども、これ、助成が予算化されとりますけれども、この助成のお金の使途はどこまでぐらいできるやつなんですか。

○三角医療政策課長 まず1つは、定着支援、雇用のための人件費の補助です。それから、あともう一つが提供体制整備ということで、備品購入とか研修費に対する経費、それからもう一つが訪問看護の周辺事務員雇用ということで、事務員の雇用に対する助成を想定しております。

○重村栄委員 これ、何カ所ぐらい想定されているんですか。

○三角医療政策課長 現在聞き取り等行いまして、訪問看護師の雇用の関係で10カ所、それから備品購入等が10カ所、それから事務員雇用が大体3カ所、それで予算を組んでおります。

○重村栄委員 地域的には大体どの辺が多いんですか。

○三角医療政策課長 済みません、ちょっと地域を確認してみます。

○重村栄委員 多分都市部じゃないんですね。

○三角医療政策課長 熊本市も含まれております。

○重村栄委員 入っていますか。

○三角医療政策課長 はい。

○平野みどり委員 済みません、基本的なことで。訪問看護ステーションの設置は大体中学校単位で1つとか、そこら辺というのは、大体どれくらいの割合を目標にされているんですかね。

○三角医療政策課長 今、規模によってそれぞれ違いますので、余り範囲を限定してという形は想定しておりませんが、大きな訪問看護師を抱えられるところは行動範囲も広がります。ただ、おのずから訪問する範囲といたしますか、は、出てくると思いますので、都市部であれば委員おっしゃったとおり中学校単位とかが想定されますし、郡部に行けば、もう少しやはり足を延ばさないと難しいという形になるかと思えます。今、基本的には各市町村等には1カ所は設置するという目標で今取り組んでおります。

○平野みどり委員 ということは、市町村単位で持っていないところもあるということなんです。

○三角医療政策課長 今、14市町村がまだ未設置という形になっております。

○岩中伸司委員 もとに戻って申しわけありませんが、先ほどのいじめ防止委員会の中で、小杉委員から出された警察官OBの話が

ありましたが、えっと私は思ったんですが、このいじめ問題で、これまでそういう警察問題に警察官が入って調査せなんようなことというのは、事件になったら別ですけども、いじめ防止対策のときにそういうこれまでの経過の中でありませうか。

○藤本子ども家庭福祉課長 今、岩中委員がおっしゃられたように事件性があると、事件として扱われるかどうかの過程の中で警察が入ってくるということはあると思えますけれども、ケースによってですので、なかなかこれまでどうだったかというのは一概に言えませんが、この法律の趣旨は、学校で起こったことについて学校で基本的には調べなさいというところが基本線とはなっております。

○岩中伸司委員 このいじめ問題、深刻になっているんですね。以前だと、いじめも、我々が学校に行っているころはお互いにいじめというのは見える形で、まあ、これがいじめかどうかわからぬけれども、周りの仲間ですれを乗り越えていくというのがあったんですけども、もう最近はどうもなくて、もうスマートフォン、いろんな機器、インターネットを通じてやってくるというふうな、そういう非常に陰湿な部分もあるので、非常に子供たちの心の問題が家庭含めてある意味では破壊されつつあるなという危険性を非常に感じるんですね。そういった意味では、このいじめ防止委員会というのはそういうことでやっぱりきちんと見ていかぬというふうに思うので、具体的に出たので、警察OBとか警察が介入せなんようなことは、やっぱり適当じゃないなというふうには個人的に思うんですけどもね。それはちょっと私の主張だけしておきます。

○小杉直委員 岩中委員も心配されとるけ

ん、無理せんでよかですばい。私はもう警察職を入れるという考えではなくて、やっぱりなかなか調査とか大変だろうけん、経験を持ったOBの人をという考えでおったぼってんが、ああいう警察の介入という心配もあるけん、そういう見方もあるかもしれぬけん、私が提案は無理せずに客観的に考えて、岩中先生の意見も考えながらしてください。

以上で——よかでしょう、そっで。

○藤本子ども家庭福祉課長 この条例ができましたら、至急委員の検討を始めたいと思っていますので、御意見を踏まえて考えたいと思います。

それから、1点、済みません、先ほど小杉委員からあった熊本市の情報で、ちょっと私、うっかりしていたことがありましたけれども、ちょっと情報を一回とったことが実はありました。そのときに得た情報では、今回、基本的に学校の調査ですので、教育委員会が主体なんですけれども、法の仕組みで、知事がという部分が出てきて、今回知事のほうでやりますけれども、その知事部局でどこが担当するかということで、本県の場合は子ども家庭福祉課と私学振興課で対応することになりましたけれども、熊本市の場合、どこが所管するかというところで調整をしているという話がありました。そういう状況だったと思います。

○小杉直委員 やや情報がわかりました。引き続きまた関心持つとってください。

○増永慎一郎副委員長 今ちょっと聞いてたんですけれども、防止の対策のための組織と調査の組織と何か今一緒になったような形の話がされているように聞きとったんですけれども、岩中先生が言われたのは防止のための組織であって、小杉先生が言われたのはその後のそのための第三者による調査の組織のこ

とを言われているんじゃないかと思うんですけれども、組織が違うんじゃないんですかね。これ2つ多分あると思うんですよ。学校側がつくる組織と、今回こちらのほう——健福でつくる組織、これ2つあるんでしょう。ちょっと私、その辺、きちんと説明してもらわないとわからぬ。

○藤本子ども家庭福祉課長 済みません、資料をちょっとよろしいでしょうか、19ページを——冒頭説明しました。

今、副委員長から御指摘がありましたのは、防止と重大事態の対処の組織ということの区別だと思いますけれども、防止のための組織は、基本的に(1)に書いてあります①から⑤の部分防止の組織、それから重大事態の対処の組織は①、②の組織になります。

私が質問としてお受けした感触は、この重大事態への対処の組織、特に②の部分に警察をというふうに聞いたつもりでございました。岩中先生も、その小杉委員の意見に対してのお考えというふうにお聞きしましたので、②についておっしゃったのかなというふうに聞いたんですけれども、ここで言う防止の組織、基本的には、学校ごとに置くのは⑤防止の組織を置きますので、学校については⑤とか①が学校の組織になるんですけれども、というふうには私は聞きましたけれども。

○小杉直委員 なら、関連してよかですか。

言い方が悪かったつかな、防止とか何とかは、それはまだ前段の別問題で、熊本県いじめ調査委員会を設置するわけでしょう。すと、その事務方をあたがいにするわけでしょう。だけん、なかなか、大変だろうなと思うて、卒業したOBを調査あたりをお願いするのはどうだろうかという思いやりで言うたったいな。だって、OBの人もなかなか受けぬと思うばいた。それはよっぽどよか給料やんなら別ばってんな。一つの提案したわけ

たい。ところが、岩中先生が警察の介入というような、ちょっと心配さるるがごたるふうだけん、ああ、そぎゃん見方もあるけん、なら、もう無理せぬでよかですばいて言うたことで、防止に私が警察OBを入れるという考えありません。副委員長がおっしゃったとおりです。

○淵上陽一委員長 今、私も多分重大事態の対応で多分小杉先生言われているんだろうということで、私もお話を聞かせていただいておりますので。

○岩中伸司委員 確かに、①と②は違う、基本的な考え方が違うかもしれぬけれども、いじめに関する問題、重大事態というのは、先ほど説明があったように、命にかかわる問題とか、30日以上の不登校があるとか、そういうふうな具体的な例が示されたんですね、説明の中で。含めて、事件性の問題とはやっぱり違うという分け方をしていけないかぬなと、いじめに関するやつはですね。そういう思いで私は主張したんですね。

○淵上陽一委員長 本県の対応ということで、しっかりと、ここに重大事態に適切に対処する観点からということで書いてありますので、そこら辺をしっかりと、いろんなことで検討しながらやっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○重村栄委員 済みません、補正予算とか、条例とかに関係ないんですが、ちょっと病院管理者から説明があった中のことです。ちょっと説明を少しお願ひしたいんですが、思春期外来、ちょっと今現在の状況がどんなのか少し説明をしていただくとありがたいんですけども。

○林田総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

思春期外来についての現状を御報告、御説明いたします。

昨年の4月に開設をいたしまして、10月までは、週1回の診療日を基本といたしておりましたけれども、昨年、長期の研修で帰ってきた医師が、常勤医師が帰院したことから、現在は、毎週月と水曜の週2回の診療を行っております。

24年度の受診者数は、延べ224人という状況でございます。25年度に入りまして1カ月あたりの受診者数が増加傾向にありまして、本年12月、今月から診療体制を強化することになったことになりました。先ほど毎週月と水の週2回と申し上げましたけれども、一応午後に診療時間に当てておりましたけれども、そのうちの第1、第3の水曜日の午前中も診療することとし、第1、第3の水曜日については終日診療という状況でございます。

状況といたしましては、新患の受け入れ、予約を入れていただいておりますので、おおむね順調に推移しているのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○重村栄委員 今回の課長からのお話でいくと、診療状況は非常にいい方向で動いているということですね。今からも伸びる可能性があるんでしょうけれども、スタッフの問題として、その辺は、対応は十分やっていますか、見通しはどうですか。

○林田総務経営課長 まずは専門医というのが一番重要になってまいります。先ほど申しましたように、やはり専門の研修を受けていただくということが必要になりますので、昨年度1人、6カ月、実際は7カ月になりましたけれども、研修に行っていました。

26年度につきましては、現在来ていただいているのは常勤医師の中からお1人、また改めて東京のほうの専門の医療機関のほうに6カ月超になると思いますけれども、研修に行っていて、また戻ってきていただいて、その勉強をしていただいたことを診療の中で発揮していただきたいというふうにして、できるだけドクターの専門性を高める形で対応をしていくことが必要だというふうに考えておりますので、そのように対応していきたいと思っております。

○重村栄委員 わかりました。

○小杉直委員 関連して、よかですか。

私も、これは聞かにゃんと思うとったんですが、向井病院事業管理者の説明で話聞いたり、見てみますと、患者さんの増加に伴って、またしっかり今後とも頑張っていくということの話で、評価させていただくわけですが、今課長の説明で、224人というとは、いつからいつまでんこと。

○林田総務経営課長 平成24年度、トータルで申しあげました。4月1日から3月まで1年間で、延べの224人ということで申しあげたものでございます。

○小杉直委員 そうだろうな。

○林田総務経営課長 再診とかもございまして、新患の数としては42人という数字が昨年度でございます。

補足で申しあげますと、25年度、数字が伸びておりまして、11月末現在でございますけれども、新患が今の時点で44、トータルで、再診等も含めまして389という数字の受診をしていただいております。ですから、もう既に……。

○小杉直委員 それを聞いたかった。224人が去年で、ことしが11月末現在で新患含めて389人ということで、165人も伸んどるということすな。だから、大変ばってんが、しっかり頑張ってくださいよ。わかりました。

○平野みどり委員 関連でいいですか。

こころの医療センターだと、大体1カ月待ちという話が先ほどありましたけれども、民間でも同じぐらいなんですか、それとも県立のほうが短いんでしょうか。外来に行きたいと思って。

○林田総務経営課長 ちょっと手元に正確な数字は持っておりませんが、私どものほうで診療、子供のこころの思春期外来をスタートするに当たっては、やはり民間の医療機関において子供の発達障害等の受診を受け付けておられるところだと、やはり相当、数カ月の待ち時間があるというふうに聞いておりました。そういうことで、県としても、県全体として発達障害等に取り組む中で、県立病院としても取り組む必要があるということで、昨年の4月にスタートしたものでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○瀨上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

○平野みどり委員 介護福祉士とか、医師とか、看護師さんの修学資金貸与条例の一部改正の条例、出ていますけれども、後で請願も出ていますけれども、介護福祉士の分、ここでも何回か出たと思いますが、とても生徒が集まらないという状況が、各学校、専門機関あるようですけれども、この条例の改正でそういう部分が改善されるのか、もうこれじゃ焼け石に水で構造的ないろんな問題があるの

か、この辺はどうなんでしょうか。この条例の効果がどれだけあるのか。

○古閑健康福祉政策課長 今回御提案させていただきますのは、延滞に伴う提案でございますので、今回の改正そのものが、すぐに修学の増につながるというものではございません。ただ、後ほど請願のほうでお願いをしております、この修学資金貸与の制度そのものについては非常に効果があるというふうに理解しておりますので、後ほど請願の中でまた状況を説明させていただきたいと思っております。

○平野みどり委員 わかりました。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんかね。なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号及び第13号から第17号までについて、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請第38号について、執行部からの状況の説明をお願いします。

○松永障がい者支援課長 請第38号の請願につきまして説明をさせていただきます。

この手話言語法制定について国への意見書の提出を求める請願ということになっております。

手話に関しましては、平成23年8月に障害

者基本法が改正されまして、言語に手話が含まれることが明記されたところですが、手話を一般的に広く普及させるためには、基本法の内容を具体的に規定した個別法の制定が必要であるという考えのもとに、聴覚障害者団体の全国組織であります一般財団法人全日本ろうあ連盟、全ろう連という言い方をしておりますけれども、こちらによる全国的な活動の一環として、本県議会にも請願がなされたものでございます。

この手話を使っておられます障害者の方の数ですが、全国で約35万人の聴覚障害者がおられますが、そのうち約2割の方が使っているということで、全国で6～7万の方というふうに推計されております。

熊本県では、聴覚障害者の方が約9,000人おられますので、約2,000人ぐらいの方が手話を使っておられるというふうに考えられます。

それから、請願書の中ほどに、この手話の歴史についてと書いてございまして、聾学校では手話を禁止されてきた長い歴史があるというふうな記述がございますので、その点につきまして若干御説明をさせていただきます。

日本の聴覚障害児者への教育の歴史につきましては、大正14年ごろ、欧米の口話法、唇を読んだり発声指導を行うような教育が導入されまして、聴覚障害者の教育の中心となってまいりました。それがずっと続きまして、平成4年ごろからになります。手話が評価をされ始めて、平成12年ごろには、全国の聾学校の7割程度が手話を導入してきております。

本県の県立聾学校におきましても、全国の状況と同様に、平成13年ごろから手話の導入も検討され始めまして、平成16年からは、学校全体として手話も共通のコミュニケーションとして用いられることになりました。現在では、音声と手話を併用して授業をしておら

れます。そういう原則となっております。

それから、団体が目指しておりますこの手話言語法案の内容についてですが、手話を日本語と同等の言語として認知し、家庭、学校、地域社会等、あらゆる場において手話を使用できるよう、手話の習得及び使用等に関する必要な事項を定め、教育や普及啓発等の施策を推進するための国や地方公共団体等の責務と定めたいということになっています。

そこで、この全ろう連としましては、ことしの10月1日付で、全国の各支部に対しまして、平成26年、来年の9月末までに各地方議会においてこの手話言語法に関する意見書が採択されるよう請願運動をしてほしいという依頼をしております。

なお、この12月議会におきまして請願書の提出がされておりますのは、現時点で確認した範囲では、全国では、本県のほかに鳥取県と富山県の2県となっております。

以上です。

○淵上陽一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○平野みどり委員 この法律の中身については、鳥取県でさきに条例ができていますが、これを全国的に普及させるために、国でも法律が必要だと、条例ではなかなか難しい部分、もちろんありますので、そういう認識でいいんでしょうか。私も、済みません、鳥取の条例をつまびらかに勉強したわけではないので、そこら辺よくわからないのですが。

○松永障がい者支援課長 熊本県のこの支部は、ろう者福祉協会というのがございますが、そちらのほうに確認いたしましたけれども、県の支部のほうでは、その条例化まではまだ考えておりませんということでございます。

○平野みどり委員 県で条例をつくるつくらないではなく、中身的に鳥取の条例の国版というふうに考えていいのかということなんですけれども。

○松永障がい者支援課長 申しわけありません。鳥取県の条例と、この手話言語法案の対比は、まだ、済みません、きちんとやっておりませんでした。申しわけございません。

○平野みどり委員 先ほど、聴覚障害者の方が35万人で、そして実際手話を使われる方が6～7万人と。熊本県内では9,000人ぐらいという話ですけれども、私も、聴覚障害の友達もいっぱいいますけれども、なかなか自分自身が手話を十分学べていないので、コミュニケーションは手話通訳者を媒体とすることが結構多いわけですけれども、これが目指すところは、手話通訳者さん、もちろん専門的な部分は別として、要らないぐらいとにかく一般の方も聴覚障害の方の手話を学びなさいということなんじゃないかな。どこら辺までを目指しているのかなと思って。

○松永障がい者支援課長 こちら、団体の方でイメージされている法律の中では、先ほど言いましたけれども、国や地方公共団体における合理的な配慮を求めるような法案にはなっておりますけれども、一般の人まで手話をきちんと使えるように普及促進というところまでは書いてなかったというふうに思っております。

○平野みどり委員 わかりました。私も、聴覚障害の方々がいろんな職場でなかなか情報保障がされなくて、仲間組織の中で、いろいろ問題というか、壁を感じているということはお聞きなので、やっぱりまずは国、地方公共団体の中では、少なくとも聴覚障害者の職員、あるいは聴覚障害を持つ一般市民、県民

の皆さんへの情報保障を徹底していくということがまず第一だろうと。ここがないと、なかなか民間にも波及できませんし、今学校でも、聴覚障害の方と一緒に聴覚障害の方が直接いろんなことを聞く学びの時間とか、そういうのを一般の学校なんかでも始めているところも結構ふえていますけれども、それをもっともっと加速させてほしいということだろうというふうに理解をしています。

情報保障という意味では、これは手話を言語としてということでの法律の制定の意見ですけれども、高齢の方で難聴になられたり、病気で難聴になられる方たちもおられる中で、今本当に必要だなと感じているのは、手話と同時に情報保障という意味での要約筆記とか、会議とか講演会の場で文字で同時に出てきますよね、ああいうことも徹底して普及させていくということも、一方、大事だろうと思うので、この手話言語法がそういうことも含めて、全く手話はなかなか使えないけれども、聞こえの問題がある方たちも含めてということ想定しているということであれば、ぜひ応援していきたいなという思いです。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○瀧上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第38号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第38号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、請第38号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第38号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について、事務局から配付させていただきます。

（意見書（案）配付）

○瀧上陽一委員長 配付は終わりましたか。

今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容が変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

○小杉直委員 これは形式的な問題ですが、事務方をお願いですけど、この表題、手話言語の制定を求める意見書(案)、真ん中に持ってきてくれんかな。この一つでこの意見書はイメージがちょっとばっか……。それが要望です。

○瀧上陽一委員長 わかりました。ありがとうございます。

異議なしと認めます。この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、請第39号について、執行部からの状況の説明をお願いいたします。

健康危機管理課長。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。着座で御説明させていただきます。

本請願は、国に対しまして早急に4ワクチンを予防接種法に基づく定期接種に位置づけるよう国への意見書提出を求めるというものでございます。

4ワクチンにつきましては、平成24年5月に、厚生省の厚生科学審議会感染症分科会予

防接種部会におきまして、予防接種制度の見直しとして、広く接種を促進することが望ましいとされました。また、平成25年4月に施行されました予防接種法改正の附帯決議におきましても、残る4ワクチンについては、財源確保とあわせて検討することとされたものであります。

これらを受けまして、厚生労働省の平成26年度の予算の概算要求におきましては、予防接種法改正法の衆参両院の附帯決議を踏まえ、定期接種ワクチンの追加について、引き続き検討するとされています。

本県におきましても、全国衛生部長会等を通じまして、4ワクチンについても、国民の生命と健康を守るため、早急に定期接種として予防措置を進めるべきであるとして、国に対して要望しているものでございます。

以上で説明を終わります。

○淵上陽一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第39号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第39号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、請第39号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第39号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○平野みどり委員 委員長、質問、いいですか。

○淵上陽一委員長 はい。

○平野みどり委員 この意見書の中に、既に定期接種になっているワクチンで、7ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン、書いてありますけれども、子宮頸がん予防ワクチンは積極的接種を勧めないという形になったのは、この24年5月の厚生科学審議会感染部会以降ですかね、その前なんですかね。担当はどこですか。

○一健康危機管理課長 子宮頸がん予防ワクチンの接種控えが出ましたのは、ことしの5月の中旬以降だったというふうに思います。25年5月の中旬以降に……。

○平野みどり委員 25年ですね。ああ、そうでしたね。

○一健康危機管理課長 済みません、6月でした。

○平野みどり委員 25年の、ことしでしたよね。ということは、これで定期接種である位置づけは変わらないというわけですかね。

○一健康危機管理課長 予防接種法上は定期接種の位置づけに入っています。ただ、積極的な勧奨を差し控えるということになっています。

○平野みどり委員 だから、広く接種を促進していくことが望ましいとされたというふうにあるんですけれども、これは24年5月の段階だから、これは間違いではないわけですよ。

○一健康危機管理課長 それも1年前のころの審議会で……

○平野みどり委員 審議会ですからね。

○一健康危機管理課長 出ていますので。

○平野みどり委員 だから、括弧つきで現在はどうかのこのというふうにしていただくと、私としてはうれしいなと思うんですけども、結局このまま25年6月の段階では積極的接種じゃないというふうにされているのに、この文言がそのまま出てくることはどうなのかなとちょっと思いますけれども、本来のこの趣旨とはちょっと大きくはかわりはないことではあるので、まあ、そこら辺、御検討ください。

○淵上陽一委員長 わかりました。

○岩中伸司委員 今、関連していいですか。

私も、本会議でも子宮頸がんワクチンについてちょっとやりとりがあったようですけども、これは、ことしの4月から、定期的なワクチン接種が4月から始まったと聞いたんですが、それは違うんですかね。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課です。

定期接種化、7ワクチンのうち3ワクチンは、ことしの4月1日から法定の定期接種というふうに位置づけられたところです。

○岩中伸司委員 子宮頸がん予防のやつも、ことしの4月ですよ。

○平野みどり委員 だけれども、6月には積極的接種じゃないというふうになっている。

○淵上陽一委員長 この4ワクチンのは、もうよろしいですかね。

○岩中伸司委員 後でまた質問します。

○淵上陽一委員長 配付した意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。

この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、請第40号について、執行部からの状況説明をお願いします。

○古閑健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

請第40号介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について国への意見書提出を求める請願についてでございます。

日本介護福祉士養成施設協会九州ブロックの熊本県代表校であります九州看護福祉大学からの請願でございます。県内6つの養成施設を代表しての提出となっております。

請願の要旨ですが、高齢化が進展する中で質の高い介護人材の養成と確保を行うには、現行の介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化が必要であります。

このため、1点目は、26年度以降の予算の確保と、2点目は、現在4分の3となっております国の補助率の引き上げについて、国に対する意見書の提出を求めるものでございます。

県としましては、先ほど、平野委員からもお話ございましたけれども、この貸付制度につきましても、県内における介護福祉士等の養成、確保に重要な施策であると認識をいたしております。このため、県におきましても、現在、国に対して、同様の趣旨で資金の

積み増しを提案しているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○淵上陽一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○平野みどり委員 先ほど、課長のほうから、この拡充・強化は効果があるというお話でしたけれども、現時点で、こういった看護系の大学の定足というか、定員数というか、どれくらいなのでしょう。

○古閑健康福祉政策課長 まず、介護福祉士の養成施設、県内6校ございまして、定員が今200名でございます。25年度におきましては、入学者が115名というふう聞いておまして、定員充足率は57.5%でございます。

一方、社会福祉士の受験資格取得関連施設でございますけれども、こちらも6校ございまして、こちらは定員700名に対して入学者が581名で、定員充足率は83%というような状況でございます。

○平野みどり委員 結構深刻ですよ。深刻な状況なので、こういった制度が拡充されるとともに、職場環境が改善されることが大事なかなというふうに思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

請第40号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第40号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。よって、請第40号を採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第40号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○淵上陽一委員長 今配付いたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認めます。この意見書(案)を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りしたいと思います。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○古閑健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

別冊報告事項の資料の1ページをお願いい

たします。

第3期の熊本県やさしいまちづくり推進計画の中間見直しについてでございます。

1の現計画の概要につきましては、さきの9月議会で御説明しましたとおり、現在、やさしいまちづくり条例を踏まえまして、7つの分野において、21の指標や6つの重点プロジェクトを定め、さまざまな施策の展開をしているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

2の中間見直しの概要でございます。

計画策定から2年半しか経過しておりません。計画の推進方向性に変更はないことから、今回は指標の見直しを基本といたしております。

まず、(1)のアの現在の指標の進捗状況ですが、前回も説明しましたとおり、下の表でいきますと、右から2番目の達成率の欄のところですが、既に目標達成率が100%以上が白い部分になりますけれども、5指標、また、網かけの部分の80%以上が8指標となっております。おおむね順調に推移をしているところでございます。

なお、黒塗りの目標達成80%未満の指標が、まだ8ほどございますので、こちらにつきましては、今後も、28年度までの目標達成に向けて取り組みをなお一層進めてまいります。

次に、2ページの中段ですが、イの見直しの3つの視点として、①ただいま説明しました既に目標を達成している5指標、②目標設定の期間が満了を迎える4指標、③4カ年戦略など、根拠となる計画の見直しなどが行われている指標で7指標、重複はございますので、全部で10指標について今回見直すことといたしております。

なお、これらの10指標につきましては、下の表の右端の欄に見直しの3つの視点の番号を付しております。

具体的な見直しの中身につきましては、次

の4ページをお願いいたします。

現行の指標と変更後の指標を、それぞれ記載をいたしております。

ナンバー2からナンバー8の上から5つまでは、変更後の指標の欄に、括弧書きに記載のとおり、それぞれ4カ年戦略や教育振興基本計画など、計画策定後に見直されました各種計画に掲げられました新しい指標に見直しを行っております。

主なものとして、2つほど御説明を申し上げます。

まず、雇用分野のナンバー8でございます。法定雇用率達成企業の割合です。法定雇用率達成は非常に重要な指標でございますが、法定雇用率の義務づけとなっております従業員50人以上の企業は、県内で3分の1しかないことから、今回、全ての企業における障害者の雇用の促進を図るため、県労働人材育成計画におきまして、指標を障害者の就職件数に見直しをなされております。目標値としましては、平成27年度までに就職件数1,600件を目指すとなっております。

次に、生活環境分野のナンバー18の県が管理する道路のうち、整備計画地区における歩道のバリアフリー整備延長割合でございます。実は、熊本市の政令市移行に伴いまして49キロが整備計画地区から外れております。このため、今回新たに、事故多発に伴います平成24年度に実施されました通学路の緊急合同点検に基づく歩道整備38キロを新たに加える見直しを行っております。現状の57.3%を平成28年度までに78.3%を目指すとしております。

以上が主な指標の概要でございます。

なお、前回、重村委員からお話ございましたけれども、現行の21の指標の25年度の総予算額は8億7,000万円となっております。今回見直しました新しい指標では、特に道路関係の予算が大幅にふえておりまして、おおむね25年度で約27億円程度の見込みとなっております。

おります。

次に、5ページをお願いいたします。

(2)の本文関係部分の整理についてでございます。

計画策定後の国や県におきます法整備や条例制定の動きにつきまして、関係部分の整理を行うこととしております。

(3) 重点プロジェクトにつきましては、当初平成25年度までの3年間を目途に取り組むこととしておりましたが、さらにその充実強化を図り、継続して取り組んでいくことといたしております。

最後に、3のスケジュールでございます。

今回御報告しました見直し案につきましては、これまで21の関係課から成ります庁内推進会議や、各障害者団体や学識経験者等から成ります推進協議会の審議を踏まえてきた結果でございます。

今後は、パブリックコメントを実施し、次の定例県議会へ中間見直し案として御提案させていただきたいと考えております。

報告は以上でございます。

よろしく願いをいたします。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

報告事項の6ページをお願いいたします。

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について報告いたします。

これは、現行の県行動計画につきまして、ことし6月に策定されました新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえまして、見直しを行うものであります。

なお、本年6月の厚生常任委員会で計画の見直しに着手することについて御報告させていただいたもので、今般、パブリックコメント等の手続を経まして、見直しを終えたものでございます。

まず、1の県行動計画の位置付けについてですが、計画は、新型インフルエンザ等対策

特別措置法に基づく計画としまして、政府行動計画を踏まえて策定しています。

また、市町村や指定地方公共機関は、県行動計画を踏まえまして、それぞれ行動計画や業務計画を策定することになります。

次に、2の新型インフルエンザ対策の目的等についてですが、対策の目的としましては、感染拡大を可能な限り抑制し県民の生命及び健康を保護すること、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることです。

対策の効果としましては、新型インフルエンザは、一旦発生すると多くの県民が感染することが予想されます。このため、あらかじめ準備した対策を実施することで蔓延のピークをおくらせ、ピーク時の患者数を小さくします。

次に、3の計画の概要についてですが、県の行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階を未発生期、海外発生期、県内未発生期など6つの段階を設定し、各発生段階ごとに必要な対策を定めています。

また、特別措置法で法定化された事項や、政府行動計画で示された内容を踏まえまして対策を追加しています。主な対策は、指定地方公共機関、緊急事態宣言時の措置、予防接種の体制整備などです。

7ページをお願いします。

4の主な対策の概要について御説明します。

まず、未発生期です。未発生期とは、新型インフルエンザが発生していない状態です。未発生期において、県、市町村は行動計画を、指定地方公共機関は業務計画を策定します。このほか、医療体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、予防接種体制の構築と新型インフルエンザ等の発生に備えた体制整備に取り組みます。

次に、海外発生期～県内未発生期～県内発生早期です。これは、海外で新型インフルエ

ンザが発生してから県内でも初期の感染者が発生するまでの時期です。この時期においては、県は、対策本部の設置や相談窓口の設置を初め、あらかじめお願いしている医療機関に対し、帰国者・接触者外来の設置要請等を行います。このほか、ワクチンが供給され次第、特定接種や住民への予防接種を実施します。

次に、県内感染期です。県内感染期は、県内で新型インフルエンザが蔓延しピークを迎える時期です。この時期においては、帰国者・接触者外来による診療体制を中止し、一般の医療機関における診療体制に切りかえます。また、入院治療は、重症患者を対象とし、それ以外の軽症の患者の方は、できるだけ在宅療養とするよう医療機関へ要請いたします。また、必要に応じて県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業者に供給します。

最後に、小康期です。小康期は、流行が一旦終息した時期です。この時期には、第2波の再燃に備えての行動計画の見直し等を行い、医療体制を通常の体制に移行します。

主な対策として御説明させていただきましたが、このような対策を実施し、感染拡大を可能な限り抑制していくことにしています。

8ページをお願いいたします。

この策定の経緯についてですが、記載のとおり見直し作業を進めてきたところです。

最後に、6の今後の取り組みについてです。

現在インフルエンザ等対策として取り組んでいる主な事項として、3点を記載しています。

まず、(1)の実施体制の整備についてです。

平成25年度中に市町村行動計画、指定地方公共機関は業務計画などを策定していただくとともに、2次医療圏ごとに新型インフルエンザ等対策に係る地域の医療計画を保健所が

策定することとしています。

次に、(2)の予防接種の体制整備についてです。

市町村において、住民接種の集団接種体制の整備を進めていただきます。また、医療従事者や新型インフルエンザ対策に取り組む者に対する予防接種、いわゆる特定接種は、対象となる事業者の登録の準備を進めていきます。

最後に、(3)の新型インフルエンザ等対策の周知、啓発についてです。

県は、県民の皆様や医療関係者等の方々に、対策の趣旨や内容についての周知、啓発を行ってまいります。また、蔓延防止を目的とした施設の使用制限など、特別措置法に基づく新たな措置についても周知を行ってまいります。

今後、こうした対策の進捗状況を把握しながら、状況に合わせて対策を見直すなど、定期的に県行動計画のパワーアップを行っていくこととしています。

参考1として指定地方公共機関の一覧、参考2として県行動計画の概要を記載しております。後ほどごらんいただければと思います。

以上で報告を終わります。

○瀧上陽一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小杉直委員 健康福祉政策課長にお尋ねですが、このおたくが報告した1ページの右の重点プロジェクトの括弧書きの中に、おでかけ安心トイレ普及作戦となつとるですね。これに関連するわけですが、前回も申し上げて、ちょっと重なるかもしれませんが、オストメイトの皆さんのためのトイレですたいね。先般、協会の役員さんから、えらい感謝の意の連絡があったわけですが、県庁

はあると、そして熊本市役所は十分でない。しかし、本年度中にきちんと整備するという連絡が市のほうから協会にあったそうですが、それに対するアプローチは、おたくたちはどぎゃんされたんですかね。

○古閑健康福祉政策課長 前回、小杉委員からもそういうお話いただきましたので、うちの障がい者支援課長とともに、市のほうの障害者の課長のほうに御連絡を申し上げまして、全国大会が控えておりますので、市のほうでもできるだけオストメイトに対応できるようなトイレの整備につままして検討いただけないかという御依頼を申し上げて、早速市のほうで御対応いただいたというような状況でございます。

○小杉直委員 そうすると、もう1つ別のほうから聞いたわけですが、新幹線の熊本駅にはあると、しかし、鹿児島本線の熊本駅のほうにはまだ未整備だというようなことで、これに対する対応というのですか、何か来年全国大会があるそうですな。それについてはどういうふうな考え方ですか。

○古閑健康福祉政策課長 実は、全国大会を控えておりますので、その玄関口であります熊本駅のほうに、いわゆるJRのほうにお願いに行きまして、旧駅舎といいますか、在来線の駅舎につまましては、オストメイト対応のトイレは今現在ございません。ただ、新しい新幹線駅のトイレにつまましては、当然オストメイトの対応のトイレができておりますので、ですから、今後駅舎につまましては大きな改修を控えておりますので、現時点でハードの整備というのはなかなか難しゅうございますので、当日、大会等の案内とか、そこら辺のソフト面での対応について、JRのほうに御依頼といいますか、お願いをしたところでございます。

○小杉直委員 私は、まさしくおたくたちのその行動ちゅうとが、いわゆる縦割り行政の弊害を超えた行動だったと思うですたいね。今、熊本市が政令指定都市になったわけですが、ならぬでもそうですが、別に県の下部組織じゃないわけですな。しかし、やっぱりそういうふうな本当に困るとるオストメイトの皆さんのトイレを、行政の縦割りを乗り越えて、そうやって指示でなくて、アドバイスになつとでしようたいね、連絡、協議になつとでしようばってんね、そういうふうなことができたということは模範的な行動と思いますので、今後ともひとつ頑張ってくださいますようお願いいたします。

以上です。

○淵上陽一委員長 ありがとうございます。

○重村栄委員 やさまちの関係で、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今の進捗状況の数値がずらっと書いてあるんですけれども、2つ聞きたいんですが、1つは、ナンバー20になる交通計画策定市町村数、これゼロなんですけれども、何でこんなゼロという状況なのかというのが1つ。

それからもう1つ、そのような乗り合いバスのノンステップバスの割合、ノンステップバスの導入について、例えば県から何か補助とか、そういうのがあるのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○古閑健康福祉政策課長 まず、1点目の20番の交通計画策定市町村数がゼロというところでございます。実は、当初、計画を策定した段階におきまして、交通基本法という法律ができるという想定で計画を策定しております、その交通基本法の中で、各市町村で交通計画を、任意でございますけれども、策定するという記述がございましたので、この当

初の計画の中では、この交通計画を各市町村でつくっていただくということでの目標数値に入れておりました。ただ、交通基本法がいまだにまだ未成立という状況でございまして、今回そういうこともありまして、まだゼロという状況でございまして、ちょっと指標の見直しをさせていただくというところがございます。

2点目の乗り合いバスのノンステップバスの補助につきましては、直接国庫補助がございまして、国4分の1、あと、事業者が4分の3の負担という制度がございまして。

○重村栄委員 県はないんですね。

○古閑健康福祉政策課長 直接事業所に国が補助しているというところがございます。

○重村栄委員 わかりました。

もう1つ、いいですか。

○淵上陽一委員長 どうぞ。

○重村栄委員 インフルエンザ対策で、この計画そのものじゃないんですけども、今の熊本県のインフルエンザの状況はどんな状況ですか。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございまして。

きのう報道で発表された先週1週間のやつですけども、県全体としては、定点医療の数字で1.0をまだ超えていません。まだ県全体では流行入りをしておりませんが、地域によっては、熊本市等でもう1.0を超えているということで、今後流行期に入るといふことでもあります。

それと、小中学校等では、学校から市町村もしくは保健所を通して県のほう、私どもに入ってくるんですけども、学級閉鎖、学校

閉鎖等につきましても、今、その日にあれば、その日に報告が返ってくるんですけども、今4件上がってきています。済みません、ちょっと人数は言えません。第1号が荒尾市でございました。

○平野みどり委員 まず、先ほどのやさまのほうで、今回見直す10指標の中の法定雇用率達成企業は、50人以上が3分の1ぐらいなのでという話でした。障害者の就職件数で目標を設定するということですが、求人のだれぐらいの割合ということだったらわかるんですけども、例えば、大体どれくらい求職をされている方たちがいらっしゃるって、目標数値の1,600なのかという部分、ちょっと知りたいんですけども、この1,600が妥当なのかどうなのかがよくわからないもんですから。

○古閑健康福祉政策課長 ハローワークのほうで、障害者の職業紹介の状況でございまして、いわゆる求職の申し込みが、24年度でいきますと2,982名、そのうち就職件数が1,558人と、いわゆる就職率としましては52.2%というふうな状況でございまして。

○平野みどり委員 それだったら、1,600というのは、もう割と達成可能な数字というか、もうちょっと高く設定してもいいのかなと思ったりするんですけども、いかがなんでしょうか。

○古閑健康福祉政策課長 実は、この県の労働人材育成計画が24年11月に策定をなされてまして、当時の指標としましては、21、22、23年度の指標で就職件数あたり把握しておりまして、当時が1,000人とか1,200人台でございました。ちょっと24年度大幅に400人近くふえているという状況でございまして。ですから、当時の計画としましては、1,600という

のはかなり——毎年100人ずつぐらい就職件数を伸ばしていくというふうな想定で当時指標設定がなされたというふうに聞いております。

○平野みどり委員 そしたら、じゃあ平成27年度で1,600というのは、ほぼ達成可能だと、もう100%にいく数値というか、あれですよね、項目というのは。

○古閑健康福祉政策課長 この24年度がなぜふえたかというのは、ちょっとまだ十分検証がなされていない部分でございまして、この傾向がずっと続くかどうか、また21、22、23の水準に戻るかどうか、ちょっとそこら辺は、また、今後の対応次第といいますか、現状分析次第なんですけれども、引き続き一生懸命取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○平野みどり委員 わかりました。

それと、18の部分のバリアフリー整備延長、歩道ですね。結局これは、県道の歩道部分、県だったけれども市になったと。政令市の熊本市になったけれども、学校周辺とかの市道の歩道を県費でやっていくということというふうに考えていいんですか。

○古閑健康福祉政策課長 直接県が管理する道路、いわゆる県道になります。

○平野みどり委員 県道の部分ですね。じゃあ、学校は市道とかに接している部分が結構多いので、そこら辺は市町村の取り組みという形になりますよね。

○古閑健康福祉政策課長 県のほうからも、そこら辺の助言といいますか、補助等もやりながら対応していきたいというふうに聞いております。

○平野みどり委員 わかりました。

あとは個別の教育支援計画、これは発達障害の子供たちが、小学校、中学校では支援計画を作成して教育はされているけれども、高校の部分が、まだこれからだということでの目標だろうというふうに思うんですけれども、個別の教育支援計画というのを、その発達障害がおくれているので、ここに特化してというのはわかるんですけれども、発達障害以外の方たちでも今高校に入ってきていますよね、知的障害の人たちとか、いろいろ課題がある障害がある方たち。こういう人たちも含めて本当は個別の教育支援計画というのは立てていかないといけないと思うんですけれども、そういった視点というのは、教育委員会のマターなのかもしれませんけれども、なかったんでしょうか、議論の中で。

○古閑健康福祉政策課長 今、委員御指摘ございましたけれども、実は、この現行の指標でいきますと5番でございますけれども、個別の教育支援計画を作成している幼稚園から学校までの割合につきましては、現在86%になっております。ただ、今、委員お話しありましたように、高等学校につきましては4割を切っている状況でございます。

今回、特に教育委員会のほうではターゲットを絞って、しかも障害の部分につきましては発達障害に絞って集中的に、重点的に取り組みをしていきたいということで、新しい現状値につきましては生徒の数になっておりますけれども、現行の23.9を約倍近い目標値に設定して45%までやっていきたいというふうに聞いております。

○平野みどり委員 わかりました。これは教育委員会のほうにも伝えていきたいと思うんですけれども、高校の場合、先生方の支援コーディネーター、ここも十分機能していない

部分があるので、そこと、こういった個別の子供への支援計画を立てて取り組むということと一緒に考えていかないといけないなというふうに思っているところです。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに何かありませんか。

○岩中伸司委員 先ほど意見書で子宮頸がんワクチンのところもちらっと出てきたんですけども、健康危機管理課長にちょっとお尋ねしたいんですが、本会議でも出たんですけども、今、子宮頸がんワクチンの接種が4月から始まって定期的にやるということになったんですが、この副反応が非常に全国あちらこちらから出てきて、そういう危険性も一面あるということで、ですから6月の14日から、積極的な勧奨、ワクチンを勧めないというふうなことが国も判断をしたというふうに思うんですけども、現状、熊本県の中で——この前もちょっとお尋ねしたんですが、県内のこの接種者、これは、これまで何人ぐらい受けていますかね。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課です。

25年4月に法定接種化されまして、ちょっと統計的にとりましたのが、4月、5月、6月、7月、8月の5カ月分をとっています。そして、ちょっと足し算をしてこなくて申しわけないんですが、4月が825、5月が729、6月が722。積極的な接種の差し控えということになりましたものですから、7月が274、8月が232というデータを手元には持っております。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

それだけ接種者がいるということであれば、まだ副反応というふうなことの事態とい

うのは、チェックされているのかどうなのかというのがあるんですが、以前、熊日新聞に載っていたときは、熊本県内で何か4例ぐらいあるとか聞いたんですけども。

○一健康危機管理課長 副反応につきましては、医療機関から厚生労働省に來まして、厚生労働省から県のほうに通知が来るんですけども、現在のところ5件であります。

○岩中伸司委員 5件ということは、実際は、こういう全国的に問題になって以降、この接種者の調査というか、再点検というか、そういう症状があったかなかったかというふうな確認は、これは自治体を中心ですので、県ではやられているかどうかわかりませんが、自治体でそういうふうな検証がされているんでしょうかね。接種者に対するフォローというか、再チェック、これは県で……。

○一健康危機管理課長 県で直接打たれた方が症状、副反応が出たということで私ども調査はしておりませんが、報告書を見ますと、予防接種して30分ぐらいそこで安静にしとってくださいと、あと、そのときに症状が出られる方と、何日かたって症状が出られる方がいらっしゃるんですけども、その後、報告上は副反応報告が上がりますけれども、その後回復されたと、症状がもうなくなったという方も出てまいります。また、一方で、続いているという方もいらっしゃるということでありまして、それがどんな数字になっているのかというのは、済みません、承知はしておりません。ただ、回復したという方もいらっしゃるということです。

○岩中伸司委員 それは、その5件の中で回復をした人が出てきたという理解でいいですか。

○一健康危機管理課長 報告書の中にはそう書いてあります。

○岩中伸司委員 そうすると、改めてそういうことの調査をやるというふうな動きは現状ではないわけですか。

○一健康危機管理課長 はい。

○岩中伸司委員 それを各自治体にその調査を進めていこうという、そういう考え方はないですかね。ぜひやってほしいと思うんですけども。

○一健康危機管理課長 予防接種自体、市町村の法定事務、自治事務で接種されますが、こういった副反応が出たというのは、一旦医療機関から厚生労働省のほうに上がりまして、本省のほうで本当に因果関係があるのかどうか、ワクチンとその症状が因果関係があるのかも含めて国のほうでされるというふうに聞いております。国のほうに専門的な機関がありますもんですから、そこでされるというふうに聞いています。

○岩中伸司委員 そうすると、あくまでもそれは、それぞれ接種をされた人の自己申告というか、こういう形で現状は進んでいくしかないわけですかね。

○一健康危機管理課長 副反応は、医療機関から厚生労働省に直接文書が報告という形で上がってきますので、医療機関ですから、医師法に基づくお医者様が判断されて報告書を書かれるということだと思います。

○岩中伸司委員 そうしたら、その医療機関で接種をした人に対しては、その医療機関は全員を把握されているという理解をしていますが、副反応について。

○小杉直委員 それについちゃ、後で調べてから個別に報告しなっせ。

○岩中伸司委員 まあまあ、それでもいいですけれども。また個別に課長のところに…。

○淵上陽一委員長 そのようにお願いしておきます。

それでは、なければ、以上で議題は終了いたします。

最後に、陳情書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、1月29日水曜日午前10時から予定をしております。

なお、正式通知については後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長